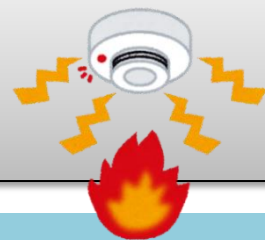




住宅用火災警報器の取付けを 支援します！



■ 住宅用火災警報器の取付けをお手伝い

住宅用火災警報器を**設置**または**交換**したいけど、天井等に取付けることが困難な高齢者（65歳以上）や障害者世帯のうち、取付けを希望する世帯を対象に消防職員がみなさまのお宅へ訪問して取付けのお手伝いをします。

● ご用意していただくもの

依頼者ご本人で **あらかじめ住宅用火災警報器のご用意（購入）**をお願いします。（電池式に限る。）

● 申込み方法

桑名市消防本部予防課へ下記の電話またはFAXで申込み下さい。

※ 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分まで

■ 住宅用火災警報器を取付ける場所は

寝室

（義務設置）

煙式の警報器を、就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置

階段

（義務設置）

煙式の警報器を、就寝する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置

台所

（任意設置）

煙式または熱式の警報器を、コンロなどを使用する部屋の天井または壁面に設置

※ 取付けをおすすめします。



注意事項

消防署では、消火器や住宅用火災警報器の訪問販売を行うことはありません。悪質な訪問販売には十分注意して下さい。

